

短期退職手当等

役員として勤続年数 5 年以下である退職手当等については平成 25 年から課税強化され退職所得控除後の金額を退職所得の金額としています。(1/2 が廃止)

一般の社員に対しては勤続年数が 5 年以下であっても退職所得控除後の金額に 1/2 した金額が退職所得として課税されていましたが、短期かつ高額な退職手当等に対して令和 4 年 1 月 1 日から短期退職手当等に該当すると一定金額以上の部分について 1/2 することができなくなりました。

原則 一般退職手当等

特定役員退職手当等と短期退職手当等のいずれにも該当しないもの

$$\text{退職所得の金額} = \text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \times 1/2$$

例外① 特定役員退職手当等

特定役員退職手当等とは役員等としての勤続年数 (5 年以下) に対応する退職手当等として支払いを受けるもの

$$\text{退職所得の金額} = \text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}$$

例外② 短期退職手当等 (令和 4 年 1 月 1 日以降適用)

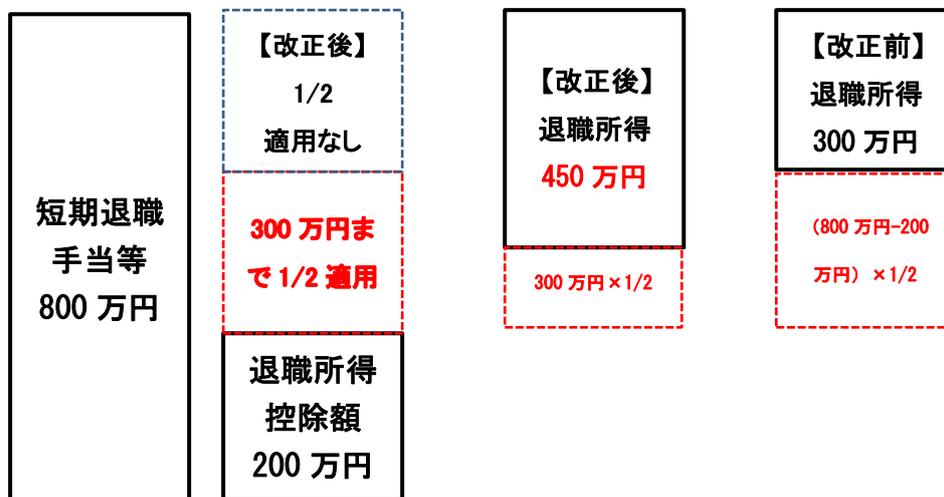
短期勤続年数 (5 年以下) に対応する退職手当等として支払いを受けるもので特定役員退職手当等に該当しないものは、「短期退職手当等」ということになり退職所得金額については以下のとおりに改正されました。

短期退職手当等の退職所得の金額

短期退職手当等の収入金額-退職所得控除額 ≤ 300 万円の場合	短期退職手当等の収入金額-退職所得控除額 > 300 万円の場合
(短期退職手当等の収入金額-退職所得控除額) × 1/2	150 万円 + (短期退職手当等の収入金額 - (300 万円 + 退職所得控除額))

* 短期退職手当等については、退職所得控除を控除した金額のうち 300 万円までは 1/2 (150 万円) とし 300 万円を超過した金額は全額が退職所得となります。

(計算のイメージ図)



退職所得の金額 $800 \text{万円} - 200 \text{万円} > 300 \text{万円}$
 $150 \text{万円} + 800 \text{万円} - (300 \text{万円} + 200 \text{万円}) = 450 \text{万円}$

退職所得控除額

勤続年数 20 年以下の場合 勤続年数 × 40 万円 (最低 80 万円)

勤続年数 20 年超の場合 $800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$

(注意点)

出向などで 2 か所以上の会社から退職手当等の支給や中小企業退職金共済制度等からの支給があり短期退職手当金等と一般退職手当金等の異なる区分となるときは源泉徴収すべき税額計算が複雑になっています。「退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書」も変更される予定です。